

【重要】

新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組に関し、特に、①中国・韓国に在留する日本人留学生、②新規渡日予定の外国人留学生への対応について留意点をまとめましたので、関係各位におかれては、お目通しくださいますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年3月6日

各国公私立大学
各国公私立高等専門学校 } 担当課 御中

文部科学省 高等教育局

新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた
更なる取組に伴う対応について(通知)

政府においては、新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえ、①検疫の強化、②航空機の到着空港の限定等、③査証の制限等、水際対策の抜本的強化に向けた更なる取組を実施することとしました。

ついては、各大学・高等専門学校(以下、「大学等」という。)におかれては、中国・韓国に在留する日本人留学生及び渡日予定の外国人留学生への対応について、下記の点にご留意いただき、適切な対応を行うようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しており、3月5日に、韓国の感染症危険情報レベル3以外の地域についてこれまでのレベル1からレベル2「不要不急の渡航は止めてください。」に引き上げられています。各大学等においても関連ホームページ等で最新の情報収集に努め、学生・教職員等への周知や必要な対応を検討いただきますよう、引き続きよろしく申し上げます。

記

1. 中国・韓国に在留する日本人留学生に対する情報の提供について

今回の措置においては、3月9日午前0時から3月末日までの間(この期間は更新され得ます。)、日本人・外国人を問わず、中国又は韓国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、検疫法第34条の規定に基づく政令において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとされています。

各大学等におかれては、中国又は韓国に在留する日本人学生に対して、上記の情報を周知するとともに、学生が、当該期間内に帰国しようとする場合の注意喚起をお願いします。文部科学省ホームページにおいても、学生の皆さんへの注意喚起を図っています。

※ 「中国・韓国・イラン・イタリアに留学中の日本人学生の皆さんへ」

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm)

※ 厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

2. 新規渡日予定の外国人留学生への情報の提供について

今回の水際対策の抜本的強化に向けた更なる取組には、①中国及び韓国に所在する日本大使館又は総領事館で発給された一次・数次査証の効力の停止、②香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置の停止の措置が含まれています。これらの措置は、3月9日午前0時から運用が開始され、3月末日までの間、実施されます。(この期間は更新され得ます。)

本措置により、中国・韓国からの留学生については、3月9日午前0時から3月末日までの間、日本に入国できなくなります。

また、これまで入国拒否対象地域としていた中国：湖北省、浙江省、韓国：大邱広域市、慶尚北道清道郡に加え、3月7日午前0時から当分の間、韓国：慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、清道郡及びイラン：コム州、テヘラン州、ギーラン州が新たに入国拒否対象地域として追加指定されました。

各大学等におかれては、本情報を今春渡日予定の留学生に周知するとともに、予定していた時期に渡日できない場合に備え、補講や履修登録に関する柔軟な対応(期間の延長等)、必要となる修学上の配慮措置についても具体的に検討し、当該学生に幅広く情報提供するよう、よろしくお願いします。

なお、4月に新たに渡日予定の国費外国人留学生及び(独)日本学生支援機構「留学生受入れ促進プログラム」採用者については、出身国・地域に関わらず、新型コロナウイルス感染症に起因して所定の期間から遅れて渡日する場合や、秋渡日など奨学金支給期間を変更する場合も奨学金の受給ができるよう柔軟に対応することとしておりますので、このことについても当該学生にお伝えいただくようお願いいたします。詳細につきましては、国費外国人留学生制度は当省から、留学生受入れ促進プログラムは(独)日本学生支援機構から別途ご連絡いたします。

【担当連絡先】

（日本人の海外留学・外国人留学生に関する事項全般について）

文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室政策調査係

代 表：03-5253-4111(内 3360 又は 3433)

直 通：03-6734-3360